

ライフ＆マネープラン

【労災保険】

このコーナーでは、人生のさまざまな転機で役に立つ、生活設計におけるマネープランをご紹介します。仕事や家事で忙しい毎日を過ごされている皆さんも、時間をみつけて、将来を見据えたマネープランを検討してみてください。今回は労災保険がどういったケースで適用されるのか、またどのような給付を受けられるのかを紹介するとともに、給付を受けるために必要な手続きとポイントについて解説します。

労災保険とは

労災保険とは、正式には労働者災害補償保険といい、業務上の災害や通勤時の災害によって、労働者がケガや病気にかかったり、障害が残ったり、あるいは死亡した場合などに、被災した労働者またはその遺族に対して保険給付を行う制度です。同時に、被災した労働者の社会復帰の促進、遺族の援護なども行っています。

労災保険の適用対象となる労働者は、正社員、パート、アルバイトなど賃金を支給される人すべてです。事業主は、労働者が一人だとしても（個人経営の農業、水産業で労働者数5人未満の場合、個人経営の林業で労働者を常

時には使用しない場合を除く）、労働保険に加入の上、保険料を納付する義務があります。保険料は全額が事業主負担です。

（1）業務災害

では労災が適用される業務災害と通勤災害は、どのようなものでしょうか。

業務災害とは、労働者が就業中に業務が原因となって被った負傷、疾病または死亡を指します。例えば、工場で機械に指をはさまれた、工事現場で作業中にケガをした、書類を運んでいる途中に階段を踏み外して足の骨を折った、出張中に交通事故に遭ったなど、さまざまなケースが想定されますが、業務と災害の間に相当因果関係がある災害、すなわち、業務起因性が認められる災害が対象となります。

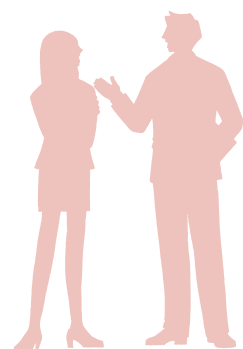
す。一方、業務中に発生した災害であっても、例えば昼休み中に散歩のために外出してケガをしたなど、業務起因性が認められない場合には、労災保険の対象とはなりません。

疾病については、業務との間に相当因果関係が認められる場合は労災保険給付の対象となります。ただし、工場のライン作業に従事している人の腰痛や、残業が続いている人の心筋梗塞など、労災の適用になるかどうか判断が難しいケースもあります。一般的に業務上の疾病と認められるには、次の3要件が満たされている必要があります。

- ・労働の場に有害因子が存在していること
- ・健康障害を起こしうるほどの有害因子にさらされたこと
- ・発症の経過および病態が医学的にみて妥当であること

（2）通勤災害

通勤災害では、労働者の通勤による負傷、疾病、障害または死亡が対象となります。ただし、ここで決められている「通勤」とは、労



働者が就業にあたって

・住居と就業の場所との間の往復

・就業の場所から他の就業の場所への移動

・単身赴任先住居と帰省先住居との間の移動

を、合理的な経路および方法で行うこととさ

れており、帰宅の途中で私用で寄り道をした

り、飲酒によってケガをした場合など、移動の

経路を逸脱したり中断した場合には「通勤」

とは認められません（一部の例外を除く）。

保険給付の種類

保険給付の種類には、療養（補償）給付、

休業（補償）給付、障害（補償）給付、遺族

（補償）給付、葬祭料（葬祭給付）、傷病（補

償）年金、介護（補償）給付および二次健康

診断等給付があり、このほか保険給付を補足

するものとして社会復帰促進等事業である特

別支給金があります。（下表参照）

具体的な給付の手続きとポイント

では実際の給付の請求手続きはどのようにすればよいのでしょうか。

例えば、業務上のケガなどで医療機関を受

診する際には、健康保険証を窓口で提出する

のではなく、労災であることを申し出る必要

があります。いつものように健康保険証を提

示し何も告げないと、労災保険の給付が受け

られず健康保険証で処理されてしまうので注

意しましょう。もし健康保険証で料金を支払っ

てしまった場合は健康保険組合に取消しの申

請をし、労災保険への切り替えを行ってくだ

さい。

労災指定医療機関や労災病院であれば、ス

ムーズに手続きが運びやすいので、職場周辺の

労災指定医療機関などを勤務先の総務の担当

者などに確認して受診するとよいでしょう。

そして、労災指定医療機関などで受診し

た場合は、その病院を通じて、労災指定医療

機関など以外の医療機関で受診した場合は直

接、所轄の労働基準監督署長へ療養の請求書

を提出します。業務災害と通勤災害とでも

提出する書類は変わります。勤務先の総務

担当などに確認して、それぞれの請求に見

合った書類を提出してください。

労災保険給付の種類

保険給付の種類		支給事由
療養（補償）給付※1	療養の給付※2	業務災害または通勤災害による傷病について、労災病院または労災指定医療機関などで療養する場合
	療養の費用の支給※3	業務災害または通勤災害による傷病について、労災病院または労災指定医療機関以外の医療機関等で療養する場合
休業（補償）給付		業務災害または通勤災害による傷病に係る療養のため労働することができず、賃金を受けられない日が4日以上に及ぶ場合
障害（補償）給付	障害（補償）年金	業務災害または通勤災害による傷病が治ったとき※4に、障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残った場合
	障害（補償）一時金	業務災害または通勤災害による傷病が治ったときに、障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残った場合
遺族（補償）給付	遺族（補償）年金	業務災害または通勤災害により死亡した場合（法律上死亡とみなされる場合、死亡と推定される場合を含む）
	遺族（補償）一時金	1. 遺族（補償）年金を受け取る遺族がない場合 2. 遺族（補償）年金の受給者が失権し、他に遺族（補償）年金を受けることができる遺族がない場合で、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たないとき
葬祭料（葬祭給付）		業務災害または通勤災害により死亡した方の葬祭を行う場合
傷病（補償）年金		業務災害または通勤災害による傷病が、1年6カ月を経過した日、または同日以後において治っておらず、傷病による障害の程度が傷病等級に該当する場合
介護（補償）給付		障害（補償）年金または傷病（補償）年金の受給者で、介護を要する場合
二次健康診断等給付		事業主の行う健康診断等のうち直近のもの（一次健康診断）において、次のいずれにも該当する場合 1. 検査を受けた労働者が、血圧測定、血中脂質検査、血糖検査、腹囲の検査またはBMI(肥満度)の測定の全ての検査において異常の所見があると診断されていること 2. 脳血管疾患または心臓疾患の症状を有していないと認められること

（※1）業務上災害による傷病に必要な給付を「療養補償給付」といい、通勤災害による傷病に必要な給付を「療養給付」といいます。これらを合わせて「療養（補償）給付」といいます。「休業（補償）給付」などについても同様です。（※2）「療養の給付」とは、療養の現物給付、すなわち労災病院または労災指定医療機関などで被災労働者に無料で療養の給付を行うことです。この場合、被災労働者は無料で療養を受けられ、療養に要した費用は直接医療機関などに支給されます。（※3）「療養の費用の支給」とは、療養の費用の現金給付、すなわち労災病院または労災指定医療機関以外の医療機関などで療養した場合、療養に要した費用全額を被災労働者が支払うこととなりますが、その相当額を被災労働者に現金で支給することです。（※4）「治ったとき」とは、傷病の症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行ってもその医療効果が期待できなくなったときをいいます。これを「治癒」といいますが、必ずしも元の身体状態に回復した場合だけをいうものではありません。